

# 市立病院が今後果たすべき主な役割について

## 1 市立函館病院

### (1) 救命救急センター

道南第3次医療圏（渡島，檜山）の地理的な状況，病院の分布状況およびその医療内容を勘案すると，函館市内に3次救急を担う救命救急センターを設置しておくことは必須である。

市立函館病院は，札幌医科大学の救急・集中治療医学講座の協力を得て，救命救急センターに救命救急医を配置して，道南医療圏の第3次救急を担っているが，この機能を短期間で市内の他病院に移転することは難しいと考えられる。その理由としては，設備（例えばヘリポートの整備など），救命救急医の確保，救急医療に対する専門医のバックアップ体制，また，放射線検査や臨床検査機能の24時間対応など，救命救急に必須の体制を短期間で整備することが困難な点が挙げられる。

現在，産科救急を除いては，厳しい勤務状況下にもありながらも救命救急医の配置，専門診療科のバックアップなどの対応が出来ている。したがって，将来的にも，道南医療圏の救急医療の中核として，その機能を維持していく。

### (2) 地方センター病院

道南医療圏の地方センター病院として指定されており，月1～2回医療者向けの講演会を行っているほか，道南の中核病院として医師の派遣について協力しており（平成20年度は八雲総合病院，道立江差病院，松前町立病院），当面この役割を維持していく。

### (3) 地域がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院として，がん撲滅の国策に則った活動を推進し，道南医療圏の中核拠点病院としての責務を果たしており，現在行っているがん治療の主要な治療方法である外科手術，化学療法，放射線治療のさらなる成績向上に努めていく。

### (4) 災害拠点病院

本棟を免震構造としているほか，ヘリポートや非常電源設備等を備えるとともに，食料や生活必需品の備蓄も行っており，不測の災害に備える役割を維持していく。

#### (5) 研修指定病院

初期研修医と後期研修医を積極的に受け入れており、医育機関が無い道南地域において医師等医療技術者の技術向上を図り、育成する機能を維持していく。

#### (6) 感染症への対応

南渡島第2次医療圏において、結核病床では40床のうち30床を、また感染症病床では6床全床を有しており、感染症まん延防止のための重要な役割を維持していく。

### 2 市立函館恵山病院

#### (1) 恵山・戸井・椴法華地域の中核病院

恵山・戸井・椴法華地域において保健・医療・福祉の総合的施策を実施する上での中核医療機関の役割を維持していく。

また、地域における唯一の病院として、1次から1.5次医療を担い、入院医療、救急医療を提供する役割を維持していく。

#### (2) 研修指定病院

市立函館病院等の初期研修医を受け入れており、地域医療を担おうとする研修医が実践を学ぶ場としての役割を維持していく。

### 3 市立函館南茅部病院

#### (1) 南茅部地域の中核病院

南茅部地域において保健・医療・福祉の総合的な施策を実施する上での中核医療機関の役割を維持していく。

また、地域における唯一の病院として、1次から1.5次医療を担い、入院医療、救急医療を提供する役割を維持していく。

#### (2) 研修指定病院

市立函館病院等の初期研修医を受け入れており、地域医療を担おうとする研修医が実践を学ぶ場としての役割を維持していく。

- ※ 恵山病院と南茅部病院を一元的に管理運営する  
「地域総合医療センター」の設置を検討する。

# 経営効率化の整理と数値目標の検討について

## 1 平成20年度決算見込み

- ① 単年度財源不足額 約1.4億円（平成19年度約1.6億円）
- ② 公立病院特例債発行見込額 約2.9億円
- ③ 年度末資金不足額 約2.2億円

## 2 平成21年度以降の対応策の方針（案）

### （1）前提

- ① 3病院は概ね現在担っている役割を維持する。
- ② 単年度の財源不足額の圧縮に努める。

### （2）対応策（詳細は別紙）

- ① 市立函館病院の看護師を増員し、入院患者を増加する。
- ② 市立函館病院の入院・外来の診療単価を上げる。
- ③ 市立函館病院の経費節減を図る。
- ④ 一般会計繰入金の見直しを図る。
- ⑤ 公立病院特例債の償還は一般会計の支援を求める。

## 3 数値目標

	経常収支比率	職員給与比率	病床利用率
① 函館病院	100%以上	50%以下	85%以上（一般）
② 恵山病院	100%以上	80%以下	95%以上（療養）
③ 南茅部病院	100%以上	80%以下	95%以上（一般）

## 市立函館病院の対応策

- ① 市立函館病院の看護師を増員し，入院患者を増加する。

看護師の増員計画と一般病床入院患者数（受入可能数）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
当初採用数	37	31	26	30	24
定年退職	8	4	7	8	6
年度末	518	525	531	538	538

※20年度末見込み481人

入院患者数	490	500	510	520	520
-------	-----	-----	-----	-----	-----

※看護師増員のための方策

ア 既実施分

- ・初任給の増（医療職給料表適用：H19実施済み）
- ・採用年齢の引き上げ（50歳まで：H19実施済み）
- ・随時採用（H19実施済み）
- ・道内外の看護学校への働きかけ（青森県，札幌周辺，江差など）

イ 今後の取組

- ・学生への修学資金の援助拡大（月額1万円→5万円：H21から実施）  
（貸付を受けた期間市立病院に勤務することで償還を免除）
- ・新たに卒業生を輩出する大学等への働きかけ（H20から実施）

- ② 市立函館病院の入院・外来単価を上げる。

ア 入院

- ・手術件数を増加（2,600件→2,800件）
- ・入院時医学管理加算を取得（月額1千万円の増収）

イ 外来

- ・入院で行っている検査，画像診断等を外来で実施
- ・薬だけの患者を検査等が必要な患者にシフト（紹介，逆紹介の増）

### ③ 市立函館病院の経費節減

#### ア 委託料

方針：全ての委託業務について0ベースから見直すこととし、分割して発注しているものや類似した業務については統合して発注すること、業者提案型のプロポーザル方式を積極的に活用することなどを基本とする。

目標：平成21年度	46百万円
平成22年度	61百万円
平成23年度	76百万円

#### 主なもの

- (ア) 清掃業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 洗濯業務
- (エ) 医療器材保守業務
- (オ) SPD業務
- (カ) 患者給食業務

#### イ 診療材料

方針：市場価格等の情報収集・比較検討により、廉価な購入に努める。

目標：平成21年度以降通年ベース 35百万円

# 一般会計繰入金の見直しについて

## I 函館病院に対する一般会計繰入金の見直しについて

### 1. 基本となる考え方

- (1) 繰入の対象となる事項の収支差や基準額等が明らかなものはその額とする（学院，児童手当，保育所，高度医療，研究研修費，追加費用）。
- (2) 繰入額の一定割合が交付税措置されるものは現行どおりとする（企業債元利，基礎年金）。
- (3) 収支差を明確にし難いものについては地方交付税単価等を用いて算定する（結核，精神，周産期，小児）。
- (4) 救急医療に係る部分は，救急医療体制を維持するために必要な人件費の額に基づき算定する。

### 2. 具体の積算方法による繰入額の増減（函館病院20年度当初予算ベース）

（単位：千円）

区分	繰入名称	20予算額 A		見直後繰入額 B		B-A	交付税措置額 C	差引 B-C
(1)	学院運営費	71,064	実額	71,064		0	175,602	-104,538
(1)	児童手当	10,693	実額	10,693		0	0	10,693
(1)	院内保育所運営費	3,564	19年度交付税措置見込額	28,677	実額	25,113	6,737	21,940
(1)	高度医療	4,971	無菌室企業債償還金×1/2	4,971		0	0	4,971
(1)	研究研修費	0		38,376	補助対象等を除く額の1/2	38,376	0	38,376
(1)	追加費用	103,246	実績単価×対象人数	103,246		0	40,368	62,878
(2)	企業債元利償還金	1,082,636	実額	1,082,636		0	617,451	465,185
(2)	基礎年金	98,274	実額	98,274		0	49,137	49,137
(3)	結核病床	28,200	30床×(普通+特交)	28,200		0	28,200	0
(3)	精神病床	99,000	200床×普通	94,000	100床×(普通+特交)	-5,000	188,000	-94,000
(3)	周産期医療病床	43,884	36床×特交÷2	9,752	4床×特交	-34,132	9,752	0
(3)	小児病床	15,328	16床×特交	15,328		0	15,328	0
(4)	救命救急センター	80,279	普通+特交	430,767	救急従事職員の人件費	350,488	80,279	350,488
(4)	救急告示病院	59,987	従来ルール計算			-59,987	44,200	-44,200
	一般病床病床割					0	298,980	-298,980
合計		1,701,126		2,015,984		314,858	1,554,034	461,950
合計	((2)を除く)	520,216		835,074		314,858	887,446	-52,372

## II 恵山病院、南茅部病院に対する一般会計繰入金の見直しについて

### 1. 基本となる考え方

- (1) 繰入の対象となる事項の収支差や基準額等が明らかなものはその額とする（児童手当，研究研修費，追加費用）。
- (2) 繰入額の一定割合が交付税措置されるものは現行どおりとする（企業債元利，基礎年金）。
- (3) 救急医療に係る部分は，救急医療体制を維持するために必要な人件費の額に基づき算定する。
- (4) 不採算地区病院にかかる部分については，現在の経営事情を勘案し，交付税措置額の3倍の額を目途とする。

### 2-1. 恵山病院への具体の積算方法による繰入額の増減（20年度当初予算ベース）

（単位：千円）

区分	繰入名称	20予算額 A		見直後繰入額 B		B-A	交付税措置額 C	差引 B-C
(1)	児童手当	60	実額	60		0	0	60
(1)	研究研修費	0		950	実額（研究研修費の1/2）	950	0	950
(1)	追加費用	966	実績単価×対象人数	966		0	336	630
(2)	企業債元利償還金	79,721	実額	79,721		0	69,909	9,812
(2)	基礎年金	6,467	実額	6,467		0	3,234	3,233
(3)	救急告示病院	5,000	従来ルール計算	25,083	救急従事職員の人件費	20,083	25,300	-217
(4)	不採算地区病院	77,550	66床×（普通+特交）	211,500	60床×（普通+特交）×3	133,950	77,550	133,950
合計		169,764		324,747		154,983	176,329	148,418
合計（(2)を除く）		83,576		238,559		154,983	103,186	135,373

### 2-2. 南茅部病院への具体の積算方法による繰入額の増減（20年度当初予算ベース）

（単位：千円）

区分	繰入名称	20予算額 A		見直後繰入額 B		B-A	交付税措置額 C	差引 B-C
(1)	児童手当	412	実額	412		0	0	412
(1)	研究研修費	0		1,180	実額（研究研修費の1/2）	1,180	0	1,180
(1)	追加費用	1,208	実績単価×対象人数	1,208		0	422	786
(2)	企業債元利償還金	18,707	実額	18,707		0	12,377	6,330
(2)	基礎年金	4,938	実額	4,938		0	2,469	2,469
(3)	救急告示病院	5,000	従来ルール計算	27,231	救急従事職員の人件費	22,231	25,300	1,931
(4)	不採算地区病院	69,325	59床×（普通+特交）	207,975	59床×（普通+特交）×3	138,650	69,325	138,650
合計		99,590		261,651		162,061	109,893	151,758
合計（(2)を除く）		75,945		238,006		162,061	95,047	142,959